

令和5年度

茨木市立南中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめについては「どの学校でも、どの子にも起こりうる」ものであることを十分認識し、本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

いじめの定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」＜いじめ防止対策推進法＞

学校教育目標

一人ひとりが大切にされ、
信頼の絆で結ばれた、ともに学びあう学校

1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめ問題に対しては、事象の発生を学校教育全体の課題として受け止め、被害を受けた生徒の人権を守ることを基本に、集団の人権意識を高める指導が必要である。

いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、いじめの防止等の対策は、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめがいじめられた生徒が十分理解できるようにすることを旨としてなければならない。

さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

(2) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

2. いじめの防止等のための基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

人権教育を基盤とした学校づくりをベースに、「集団づくり」「学力保障」「地域連携」を教育実践の3本の柱として、その充実をめざす。

支え合い高め合う集団、違いを認め合い一人ひとりのおもいを受け止め合うあたたかい集団をめざし、すべての生徒たちの学力保障・進路保障や一人ひとりの学びを保障する授業づくりを進めることで、生徒がいじめに向かわない態度・能力の育成をめざす。さらに、保護者・地域との連携を大切にした学校づくりを進め、保護者、地域、学校が一体となって生徒を見守る環境をつくりだす。

ア 絆づくり、居場所づくり、集団づくりの取組み推進

イ わかる授業づくりの推進により、自己有用感や自己肯定感を育む

ウ 障がいのある生徒、外国につながる生徒、性的マイノリティの生徒、震災等で避難している生徒など、学校として特に配慮が必要な生徒をはじめすべての生徒にとって安心・安全な学校づくりの推進

エ 規範意識の醸成（道徳教育の推進）

オ 生徒会活動の活性化、体験活動の充実

カ 地域と一体となった行事の実施

キ いじめ撲滅テーマソング「一人じゃないよ」及びいじめ予防リーフレット（市教委作成）の活用

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

- ・生徒対象 学校生活アンケート 年3回（6月、11月、2月）
- ・教育相談週間の設定 年3回（7月、12月、3月）
学校生活アンケートにもとづく担任との懇談を中心にすすめる

イ いじめ相談体制

- ・相談体制の整備（窓口：担任、各学年教育相談担当、生徒指導主事）
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
生徒への紹介、周知徹底、スクールカウンセラーだよりの発行

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒への情報モラル教育（携帯安全教室 等）
- ・犯罪被害防止教室の実施（少年サポートセンターを活用した講演会 等）
- ・保護者への啓発（PTA 講演会 等）

(2) いじめの防止等に関する措置

① いじめの防止等の対策のための組織「教育相談委員会」、「いじめ緊急対策委員会」の設置 教育相談委員会

＜構成員＞チーフ 生徒指導主事

校長、教頭、生徒指導主事、子ども支援コーディネーター、各学年担当教職員、養護教諭
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

いじめ緊急対策委員会

＜構成員＞チーフ 校長

校長、教頭、首席、生徒指導主事、子ども支援コーディネーター、各学年担当教職員、
養護教諭、学年主任、関係教職員、支援教育コーディネーター
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

＜活動＞

- ・ いじめ防止に向けた取組の具体的年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- ・ いじめの早期発見に向けた相談・通報の窓口（アンケート調査、教育相談等）
- ・ いじめ事案に関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめ事案が発生したときには、いじめ緊急対策会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる。

＜開催＞

- ・ 週1回（木曜5限）を定例会（教育相談委員会）とし、いじめ事案発生時はいじめ緊急対策会議を開催する。

② いじめに対する措置

ア いじめを疑われる事案を発見、いじめに係る相談を受けた場合は、当該学年教師によって、すみやかに事実の有無の確認を行う。

チーム対応で、被害生徒、相談生徒からの丁寧な聴き取りをすすめる。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめ緊急対策会議を開き、指導方針及び役割分担の確認をおこない、チーム対応で加害生徒および関係生徒に対する指導にあたる。

ウ いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。

とりわけ、障がいのある生徒等へのいじめが生起した場合には、特段の配慮をもって対処する（人権教育推進委員会との連携）。

エ いじめが発生した集団（観衆、傍観者を含む）に対して、被害者の感情等に目を向けさせ、いじめ再発防止に向けた抑止力としてのはたらきができるよう、チーム対応で指導にあたる。

オ 速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。

カ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④いじめの研修

いじめの防止等のための対策に関する全ての教職員の共通理解を図るとともに、教職員のいじめ対応能力の向上のための研修を年に複数回実施する。

⑤学校教育自己診断における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校教育自己診断の項目に組み込み、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発防止の取組に関すること。